

新潟県指定 有形民俗文化財

さどすわじんじゃのうぶたい
佐渡諏訪神社能舞台

【指定種別（員数）】

有形民俗文化財（1棟）

【指定年月日】

平成9年3月28日

【所在地】

佐渡市潟端

【所有者又は管理者】

諏訪神社

加茂湖西岸の坂の途上に建つ能舞台で、境内地の社殿に向かって左側に、正面を社殿に向けた形で配置されている。

現在の建物は、大正13年（1924）に建築されたもので、本舞台は間口5.5m、奥行5.5m、寄棟造棧瓦葺である。床板は本舞台と後座を縦と横に張り分け、天井は本舞台・後座ともに棹縁天井で、本舞台には鐘穴が設けられている。

常設の鏡の間と地謡座があり、橋掛りには同じ床高の裏通路が付属している。切戸口は通常的位置で、そこを出ると下屋を出した縁があり、裏通路は舞台裏を通過して橋掛り幕口へ通じている。橋掛りの勾欄は地覆付きで、橋掛りと裏通路の間の仕切りはないが、竹の架木がさしこめる穴があいており、勾欄の代用をしたと考えられる。

過去の演能記録としては、文久3年（1863）の「文久三年社人届定能場」に記載がみられる。近年には能楽を学ぶ大学生らが合宿地として利用し、地元住民との地域交流として演能も行われている。